

イギリス犯罪学の成立と展開

——三人の大陸系巨匠の貢献——

守 山 正

- 一 はじめに
- 二 イギリス犯罪学の展開
- 三 ヘルマン・マンハイム（一八八九—一九七四）
- 四 グリユンフット（一八九三—一九六四）
- 五 ラジノヒッツ（一九〇六—一九九九）
- 六 おわりに

一 はじめに

歴史的にみて、第二次大戦の前後におけるイギリス犯罪学は、有力な外国人、ヨーロッパ大陸系、とりわけドイツ、ポーランドの学者によって主導されてきた。イギリス犯罪学の歴史的分析を進めるガーランド（David Garland）は、ドイツにナチズムの興隆がなかったら、イギリスで犯罪学が独自の地位を築くことはなかったで

あろうとまで述べている。⁽¹⁾ その有力な学者とは、よく知られるように、ドイツ出身のヘルマン・マンハイム (Hermann Mannheim) とマックス・グリュンフット (Max Grünhut)、それにポーランド出身のレオン・ラジノビッツ (Leon Radzinowicz) である。

もとより、イギリス犯罪学は、大陸諸国に比較し、きわめて曖昧で不明瞭な形で誕生したため、その歴史自体を語ることは困難であるとされる。⁽²⁾ その理由としては、啓蒙期において犯罪統制思想の一部を担ったのがジョン・ハワード (John Howard)⁽³⁾ やジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) らの私人であり、個々に活動してきたことにあるという。⁽⁴⁾ なぜなら、彼らの思想・手法が学派として承継されず、後継者もいなかったからである。要するに、一八世紀から一九世紀にかけてイギリスでは、比較的裕福な裁判官、議員、博愛家、宗教家らが個別に自らの関心に従って、犯罪問題に関する思想・考えを展開してきたのであり、その調査手法も他国との比較調査に基づくものであつて、必ずしもまとまりのあるものではなかったため、後世の研究者に対して研究の基礎を残すことができなかったのである。もちろん、彼らの他にも多くの研究者が活動しており、チャールズ・ゴリング (Charles Goring) などの著名な研究者もみられるが、後述するように、イギリスではどちらかというと彼を含めて刑務所・病院で臨床担当の精神医学者による研究が先行し、必ずしも法政策と結合することはなかった。これに対して、第一次大戦から第二次大戦に跨る時期、イギリスにおいては、上記三人、大陸からの訪問者 (しかも移民である) による大学での研究・教育業績が際立つ。彼らは、すでに発展をみていたヨーロッパ大陸の犯罪学・刑事政策の成果を取り入れて、⁽⁵⁾ イギリス犯罪学を牽引し、今日の犯罪学の学問的地位を築いてきたとみることができよう。そこで、本稿では、彼らの足跡を辿りながら、戦後イギリス犯罪学の展開をその業績を通じて考察するが、まずイギリス犯罪学の展開について概観しよう。

なお、イギリスには大陸系の概念「刑事政策 (Kriminalpolitik)」に代わる概念がなく、ときに“crime policy

（犯罪政策）が代用されることがあるが、しかし通常、犯罪学（criminology）が広い概念としてこれを包含しており、本稿ではその点に留意する必要がある。

二 イギリス犯罪学の展開

戦後の展開をみる前に、まずイギリス犯罪学自体の初期以降の流れをみてみたい。いうまでもなく、イギリスは科学の上では古くから先進大国であり、犯罪学・犯罪政策においても種々の試みがなされてきた。ただ、少なくとも、第二次大戦の前後まではヨーロッパ大陸の学問状況からの影響を受けず、独自の展開を果たしてきたのがその特徴であった。

(1) 初期の展開

イギリスにおける犯罪学の展開が曖昧模糊としており、際だった学派がみられなかったとしても、一定の成果はみられた。先に挙げたジョン・ハワードの『監獄事情』（一七八四年）や警察改革を訴えたパトリック・コフーン（P. Colquhoun）の『メトロポリス警察に関する論文（A Treatise on the Police of the Metropolis）』（一七九七年）あるいは国会議員として刑法改正を主導したサムエル・ロミリー（S. Romilly）の『イギリス刑法に関する考察（Observations on the Criminal Law of England）』（一八一一年）などの文献は、その後の実務に大きな影響を与えたのである。これらは、いわゆる啓蒙期の作品である。その後、大陸では実証学派が優勢となり、当時の公的統計の発達から、ゲリーを中心とするフランス環境学派やロンブローゾを初めとするイタリア実証学派が地歩を固めた。

これに対して、イギリス犯罪学の特徴は、これらの影響を受けず、独自の展開をみせたことである。すなわち、当時新種の刑務所制度、警察制度などが出現し、これに関して、收容者の管理、診断を担当する人々によって、新しい職業意識が生まれ、彼らによって犯罪学研究が進められた。たとえば、刑務所教誨師で先駆的な犯罪学者としてモリソン (W.D. Morrison) の名を挙げることができる。彼は、一八九一年に『犯罪とその原因 (the Crime and Its Causes)』⁽⁹⁾ 一八九六年に『少年犯罪者 (the Juvenile Offenders)』を著している。この他にも、ストラーン (S.A. Strahan) モーズブリー (H. Maudsley) らがおり、前者は医者で法律家であってアサイラム (asylum) の外科医を務めており、「本能的犯罪性 (instinctive criminality)」、犯罪性精神異常、自殺、モルヒネ常習者についての論文があり、他方、後者もやはり医者でユニバーシティ・カレッジ (のちに、ロンドン大学の一つとなった) の教授であり、彼の名を冠した病院名でも著名である。精神異常と犯罪との関係、刑事責任等の著作がみられる。このように、一九世紀後半におけるイギリス犯罪学は、刑務所等の施設に勤務する医者とりわけ精神科医によって発展したのである。まさしくこの動きと期を同じくして、種々の職業専門的な協会、すなわち一八四一年に精神異常施設職員協会 (Association of Medical Officers of Asylums and Hospitals for the Insane)、一九〇一年に医事法学会 (Medico-Legal Association) が設立され、これに伴って多くの専門研究誌も発刊された。このように、二〇世紀初頭まで、イギリスの犯罪学は医学を基盤とした応用医学の領域で論じられ、診断、予後、原因論、処遇、社会復帰という医学用語で支配されていたのである。しばしば、これらは精神医学的 (medico-psychiatric) 犯罪学研究と称される。ガーランドは、これらの動きを要約して、一方で犯罪原因の科学としての犯罪学の探究と同時に、国家の実務的行政的要請に従属する下位の領域として、犯罪学を位置づけることができるという⁽¹⁰⁾。

(2) 二〇世紀以降の展開

このように、イギリスではドイツと同様に、ロンブローゾ (Cesare Lombroso) の理論は受け入れられなかった。むしろ、種々の検証によってロンブローゾ理論は否定されたのである。チャールズ・ゴーリングが、ロンブローゾの唱えた「生来的犯罪者説」(『犯罪人論 (L'Uomo Delinquente)』一八七六年) に批判を加えたことはよく知られる。⁽⁸⁾ 一九二〇年代初期になると、イギリスでは犯罪学が独自の研究領域として次第に確立されていく。なかでも、シリル・バート (Cyril Burt) は、一九二五年に『若年非行者 (The Young Delinquent)』を著したが、これは彼が市役所の職員であり、児童の人口問題に直面して、犯罪者ではなく非行予備軍に焦点を当てたもので、これも大陸系の犯罪人類学を継ぐものではなかった。なお、イギリスの大学で最初の犯罪学ポストが設置されたのはパーミンガム大学であったが、その担当者はフロイド派の研究者であった。

そして、イギリス犯罪学の興隆をまさしく決定づけたのが、一九三〇年代のナチズムの時期であり、ヨーロッパ大陸からの知的研究者の到来であった。⁽⁹⁾ これらの人々が、法学的素養を身につけた移民のマンハイム、グリュンフット、ラジノビッツである。彼らはいずれもユダヤ人というその出自から、ナチスによって迫害を受け、母国を捨てた人たちである。そして、イギリス到着後、ドイツ流に言えば刑事政策、イギリス流には犯罪学の研究に励み、イギリス犯罪学に刺激と影響を与え、彼らの貢献は現在のイギリス犯罪学の礎となっている。すなわち、彼らは犯罪学を三つの主要な大学に根付かせ、その学習的基盤、研究的基礎を築いたのである。まず一九三五年にマンハイムがLSE (London School of Economics and Political Science) に、また一九四〇年グリュンフットがオックスフォード大学に、さらに一九四一年にラジノビッツがケンブリッジ大学に、犯罪学の道を切り開いたといえる。⁽¹⁰⁾ こうして、犯罪学は専門職の科学的分野としてイギリスで開始されたのである。もっとも、マンハイムがLSEで開設した科目「犯罪学原理 (the Principles of Criminology)」の内容は、きわめて折衷的、総花的、

学際的であつたという指摘がある⁽¹⁾。

三 ヘルマン・マンハイム（一八八九—一九七四）

(1) 境遇と学問

マンハイムは、当時ロシア領ラトビアのリバウ (Lipau) で生まれた。その後、母国ドイツの大学で学んだ後、法律家としての研修を積んだ。二二歳のことである。しかし、彼の大学における学習はたんに法学、政治学にとどまらず、経済学、哲学、精神医学、心理学、社会学など多岐にわたり、しかも大学もミュンヘン、フライブルク、ストラスブルク、ケーニヒスベルクを経ており、彼の法学研究は当時においてはかなり異色であつた。これは、おそらくユダヤ人という彼の境遇や出自が関係していると思われる。しかも、大学時代に哲学を学んだこともあり、シヨペンハウアーやドストエフスキーらの影響も受け、彼は次第に、犯罪の哲学的倫理的側面に関心を示し始めた。したがって、彼の法学研究は、いわゆるドイツ流の正統的なものではなかつた。とくに第一次大戦前では、犯罪行動に対する精神医学の影響はそれほど強いものではなかつたが、彼は刑法のテーマである人間性の理解に関連する精神医学のケース研究を進めたのである。

その後、実務弁護士となるべく研修を受けた後、ケーニヒスベルク大学から過失犯の研究で博士号が送られた。大戦までには裁判官の資格も取得した。法分野での関心事項は、依然刑法であつたが、次第に犯罪学や刑罰学にも興味を持ち始め、それはとくにフランツ・フォン・リスト (Franz von List) の弟子筋に当たる教員から受けた薫陶によるものであつた。第一次大戦中はロシアやフランスに進駐したドイツ軍砲兵隊に所属したが、後に軍事法廷の判事となり、そこで刑法や犯罪学の実践的な知識を獲得した。戦後は、地方政府の行政職につき法律顧

問や労働裁判所の所長などを務めた。しかし、彼の関心は大学教授職にあり、そこにベルリン大学の刑法の主任であったコールラツシュ教授から申し出があり、同大法学部員外講師 (Privatdozent) に任命された。当時、ベルリンでも犯罪学自体は大学の科目ではなかったが、彼は担当の刑法や刑事訴訟法の講義において積極的に犯罪学のテーマを取り入れたのである。同時に、このとき、ベルリンの裁判所副所長も命じられている。つまり、彼は大学職と行政職を同時に拝命したのである。

彼の昇進は順調に続き、まず下級裁判所の裁判官、その後上級、つまりベルリン地方裁判所の判事となった。この裁判所はドイツで最も多い事件数を処理する裁判所としても知られた。この判事職にあった際、警察、刑務所に関する実務を学ぶ機会を得た。一九二九年に刊行されたドイツ最高裁判所五〇周年記念論文集にその経験について論文を寄せている。このようにして、裁判所でも大学でも着実に業績を挙げていたのである。

しかしながら、不幸は突然訪れた。ドイツのヒットラーが政権を掌握したからである。マンハイムが四四歳の時であった。彼はすでに判事職でも大学教授職でも名声を得ていたが、直ちに大学職を剝奪され、裁判官としても地方に追われることとなった。そこで、ナチス時代においては彼は裁判官としての将来はないことを理解し、判事職から退いている。

(2) 難民としての訪英

一九三四年一月、マンハイムはイギリスに移民の形で入国した。この時までに、彼はすでに犯罪研究、刑法研究で多くの著作をものにしてきたが、しかし、マンハイムの犯罪学研究はこの時に始まったと理解する見解が少なくない。⁽¹²⁾ 当時のイギリスでは、どの大学でも犯罪学を正規科目として講義しておらず、ただ、ゴーリングやバート、イースト (Norwood East) らの先駆的研究がみられたに過ぎなかった。要するに、犯罪ないし犯罪者に

関する科学的研究は揺籃期を迎えている時代であった。そのような中であって、マンハイムはイギリス到着後に、着々と社会学、犯罪科学 (crime science) ・ 刑罰学 (penology) の相互の関係を法学的な視点から明らかにしようとして試みている。もともと、イギリスでは、抽象的議論を避け、実証主義に根ざす社会調査 (social inquiry) の伝統が長くみられた。そこで、マンハイムは、ドイツ流の細部に拘る精神性や客観性とイギリス流の事実に重みをおく実証性を混合する試みを行ったが、これはドイツで得た実務経験と精神医学的知識が可能にしたものである。他の二人にも言えることであるが、ヨーロッパ大陸の方法論とイギリスのアプローチが見事に混ぜ合わされたのである。とくに、マンハイムの実証主義的思考傾向は生来的なものであり、純粹に抽象的法理論や解釈論的用語を嫌う傾向が幸いしたとも言える。これは、彼がドイツ時代から大学における授業内容と裁判所の実務活動を関連づけようとしたことにも示されている。したがって、イギリスの社会運動家の理念や保護観察の業務、刑務所収容者のアフターケアにおける援助手段などの研究は、ロンドンに定住するようになったマンハイムにはすんなり受け入れることができたのである。しかし、皮肉なことに、マンハイムは次第に若い頃に目覚めた理論的哲学的側面に関心をもつようになる。それは、彼の授業にも著作にも反映した。もともと、彼はイギリスにおける犯罪学の状況、とりわけ、最新の犯罪社会学・犯罪心理学研究に専心し、初期のシカゴ学派の研究やグリュック夫妻の研究など当時、ドイツにはほとんど伝達されていなかった研究の修得にも余念がなかった。

(3) イギリスでの学究活動

一九三五年夏、マンハイムはLSEで犯罪学の非常勤講師(無給)となり、数年をこの職で過ごしている。その後ロンドン大学で奨学金を受けてイギリスの犯罪に関する統計学の研究に従事し、この内容は後に『大戦間のイギリスにおける犯罪の社会的側面 (Social Aspects of Crime in England between the Wars)』(一九四〇年)とい

う書名で出版されている。また、一九三八年から三十九年、また四〇年から四一年にかけてLSEで大聴衆を前にシリーズで講義を行い、それぞれ『刑罰改革のジレンマ (The Dilemma of Penal Reform)』（一九三九年）、『戦争と犯罪 (War and Crime)』（一九四一年）という名でそれらをまとめて出版している。

一九四〇年四月、マンハイムはついにイギリス国籍を取得した。一時期LSEがケンブリッジに疎開した際にも、定期的な講義を担当した。犯罪学について関心を有する学生も増加したため、犯罪学と刑罰学は分離されてそれぞれの科目名で講義された。一九四四年、彼は専任講師となり、同時に、内務省が助成した研究を『若年犯罪者 (Young Offenders)』にまとめ、さらに二年後、彼の最も影響力のあった著書『刑事司法と社会再構築 (Criminal Justice and Social Reconstruction)』（一九四六年）が上梓された。同年、マンハイムはロンドン大学の犯罪学准教授 (Reader) となり、イギリスで初めて犯罪学者としては最高位に就任した。その後、彼は三〇名以上の大学院生の指導を行っているが、一九五五年の退職までに教授職 (professorship) を獲得することはなかった。

第二次大戦後、ロンドン大学先進法学研究所では修士課程学生に対する特別コースがマンハイムの要請に従って創設され、爾来大学院上級クラスの選択科目となった。そのほか、マンハイムは、LSE、レイナーハウス研修センター (Reiner House Centre for Training)、非行研究・処遇研究所 (Institute for the Study and Treatment of Delinquency, ISTD) における保護観察官の研修に長期間関与する貢献もみられる。さらには、ハワード刑罰改革協会 (Howard League for Penal Reform) に一九四〇年以来運営委員会に所属し、最終的には副会長も務めた。最も注目すべきは、「非行問題議論のための科学者集団」 (Scientific Group for the Discussion of Delinquency Problems)、後のイギリス犯罪学会 (British Society of Criminology) の創設に関与したことであり、一九五六年から五八年には理事、最後には副会長を務めている。これと関連するが、一九五〇年にはイギリス非行研

究誌 (British Journal of Delinquency, 現在のイギリス犯罪学会誌 (British Journal of Criminology)) の創設者の一人に名を連ねている。

具体的な実証研究調査では、一九五五年にウィルキンズ (Leslie T. Wilkins) と共同で、イギリス初の大規模な非行予測研究、また、治安判事裁判所の量刑政策に関する研究、あるいは短期刑受刑者の心理に関する研究を行っており、後にこれらの研究結果はそれぞれ出版されている。

(4) 業績の評価

一九七四年、イギリス・タイムズ紙はマンハイムの死亡につき追悼記事を寄せ、「近代イギリス犯罪学の父」と表現した。それは、第一に、イギリスで犯罪学を大学の研究領域として、また設置科目として確立したこと、第二に、多くの優秀な犯罪学研究者を輩出したことである。この中には、著名なノーバル・モリス (Noval Morris)、テレンス・モリス (Terrence Morris)、ターデウシュ・グリギア (Tadeusz Grygier)、ハワード・ジョーンズ (Howard Jones)、ジョン・スペンサー (John Spencer)、ジョン・クロフト (John Croft) らがいた。⁽¹³⁾ 一九八〇年代後半、LSE は、彼の功績を称えて、マンハイム犯罪学センター (Mannheim Centre for Criminology) を設立し、今日においても積極的な活動を行っており、まさにこれはマンハイムの遺産の象徴であろう。研究業績としては、『比較犯罪学 (Comparative Criminology, vol.1 and vol.2)』(一九六五年) が知られる。この八〇〇ページに及ぶ書は、基本的には犯罪社会学の専門書である。もともと、この書に対しては若干の賞賛の声はあったものの、⁽¹⁴⁾ 比較的低い評価を受けている。その理由は内容がやや総花的で百科事典的であり、陳腐であったためと思われる。また、当時、イギリスでは若手研究者を中心に、批判犯罪学の機運が強まり、そのためあって、この書はとくに若手に受け入れなかったのである。その他、彼の著作・編著、たとえば『イギリス中部

における少年非行 (Juvenile Delinquency in an English Middletown)』(一九四八年)や『犯罪学の先駆者 (Pioneers in Criminology)』(一九六〇年)に対しても概してこの種の評価が多く、必ずしも学問的評判は芳しくない。⁽¹⁵⁾ 彼の業績はむしろ、上述のように、犯罪学を大学の正規科目として、イギリスで初めて成立させた点であろう。

四 グリュンフット(一八九三—一九六四)

(1) 境遇と学問

グリュンフットは、ドイツ・エルベ川に臨むハンザ同盟の要衝都市マグデブルク (Magdeburg) で生まれた。父親は化学者で博士号を取得し、その後ブースバーデンに移ったのち、ミュンヘンの化学研究所の教授となり、分析化学を専門とした。グリュンフットは伝統的な教育を受けるためにブースバーデンのジムナジウムに入学したが、一一歳の時に母親を亡くしている。その後、父親の家政婦を務めていた一五歳年上の女性と二九歳で結婚した。子どもはいない。

グリュンフットは比較的真っ直ぐに研究者の道を歩み始めた。そして、社会科学、とくに犯罪学に魅了された。一九一二年ハイデルベルクで法律を学び、卒業前にミュンヘンやキールへと移り住んだ。その後、不向きではあったが、第一次大戦中、軍隊に志願し、軍事衛生隊として傷病者の手当班に配属された。一九一五年ロシア前線で負傷し、手術が必要なほどの重傷であった。戦後はミュンヘンの公務員となったが、すぐに法学博士を取得するために新設されたハンブルク大学へ移った。そこで、刑法および刑事政策の講義の研究補助となり、フランツ・フォン・リストの熱狂的な支持者であるモリッツ・リープマン (Moritz Liepmann) 教授からの指導を受けた。⁽¹⁶⁾ そして、一九二二年員外講師に昇格した。

グリュンフットはリストの強い影響を受けて、刑法の社会的含意に関心があり、とくに刑務所規律、少年非行、犯罪予防などの問題を重視した。彼によると、刑法の近代学派の原理は、「個々の犯罪者の再犯予防が刑法の第一の狙いである」という意味で、応報による一般予防の伝統的目的は個人的予防の理念に取って代わられるものでなければならない¹⁷⁾。という。しかし、グリュンフットがいう近代学派は、ロンブローゾやフェッリを初めとするイタリア実証学派の原理とは微妙に異なっており、彼の主張は必ずしも明瞭ではない。

一九二二年、つまり二九歳のときグリュンフットは教授資格論文を完成させた。その題名は「アンゼルム・フオン・フォイエエルバッハと刑事責任問題 (Anselm von Feuerbach und das Problem der strafrechtlichen Zurechnung)」というものであった。もちろん、リープマン教授の指導を受けている。この論文についてマンハイムは、フォイエエルバッハに関するきわめて卓越した学究的な歴史伝記的著作の一つであると評価している。この論文によって、グリュンフットは翌年イエナ (Jena) 大学法学部の准教授に任用され、一九二五年には教授となり、一九二八年にはボン (Bonn) 大学の刑法主任に招聘された。彼の学究的な評価がきわめて高かったからである。そして、就任のための講義録『刑法における法概念』、さらには教科書として『刑罰制度の改革』(共著)、『刑法と刑法実務』を相次いで出版した。恩師リープマンの死後、一九三二年には、彼の未完であった著『第一次大戦中のドイツにおける犯罪の歴史』を同僚とともに完成させた。その後もグリュンフットは精力的に著作活動に従事し、「保護観察と仮釈放」、「死刑」(彼は廃止論者であった) などの多様なトピックに関する論文を公刊している。そして、当時ドイツでは最も主導的な研究雑誌であった「全刑法学雑誌」の編集委員も務めている。

(2) イギリスへの移住

しかしながら、彼にも不幸が訪れた。すなわち、一九三三年一〇月、他の同僚とともに、グリュンフットは教

授職を剝奪された。ナチの「アーリア人条項」がドイツ公務員法に導入されたからである。しかしながら、マンハイムと同様に、グリユンフットは、生まれはユダヤ人でありながら、プロテスタントの洗礼を受けていたし、ルター派教会の忠実な信者であった。さらに、彼らは軍隊に志願するなど深遠な愛国者であった。

もつとも、グリユンフットは、マンハイムと異なり、外国移住などそれほど明瞭な決断を下すことはなかった。事の重大さを理解しておらず、依然状況は改善されるはずであるという希望を抱いていたからである。年金なしの解雇処分であったにもかかわらず、ドイツを離れることは一切考えず、一次的な奨学金や印税をもらって家庭教師で何とか食いつなぐことができると考えたのである。しかし、一九三七年になると、グリユンフットはドイツでもはや生活の糧を得ることはできなくなっていた。そのため、彼は家具を売るなどして食いつないだが、妻は病に罹り、彼は社会的にも孤立したのである。そうかといって、外国には親戚も知り合いもなく、そのため彼は完全な精神衰弱の状態に陥った。

ところで、当時イギリスのロンドンには、大学研究者援助協会 (the Academic Assistance Council, AAC, 一九三七年以降は「科学及び学習保護協会 (the Society for Protection of Science and Learning, SPSL)」として知られる) が存在した。LSEの学長であったウィリアム・ビバレッジ卿が創設した組織であり、「人種、政治的宗教的主張などの理由により、大学教授職や研究職を追われた学者を支援する」ことがその目的とされた。⁽¹⁸⁾そこで、グリユンフットはまずAACにアプローチし、AACはロンドンに本部のあるドイツ・ユダヤ系避難民のための専門職委員会 (The Professional Committee for German Jewish Refugees) に支援を照会した。しかし、グリユンフットが改宗していたこともあり、ユダヤ協会は彼に対して冷淡であった。そこで、AACはケンブリッジ大学に打診したが、その頃、ポーランドからラジノビッツが到着しており、グリユンフットよりも若年で社会的技巧にも長けるラジノビッツに敵うことはなかった。他方、丁度その頃、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ (Uni-

versity College of London, UCL) ではモリス・アモス教授が退職する時期に重なっており、若干の希望の光も見えたが、結局適わず、いよいよ唯一の希望はオックスフォードに限られた。しかし、これも他の避難民の中に優秀な者がいるとして、破談となったのである。そこで、バーミンガム大学に保護観察官向けの講義を行うコースがあり、承諾すれば直ちに雇用するとの先方の返事であったが、あまりに薄給であったため、これも断念せざるを得なかった。そこで、AACが最後の切り札としたのが、オックスフォード大学のオール・ソールズ・コレッジであった。一九三七年のことである。当初同コレッジの予算は困難な状況がみられたが、次年度には犯罪学の割り当てが可能ということであり、また同コレッジの若き研究者の一部にグリュンフットに期待する声があった。ところが、一九三八年再び話は暗転し、犯罪学コースの新設はしないとのコレッジの方針が伝えられ、当然ながら、グリュンフットは大いに失望した。しかし、当時の戦時におけるドイツ避難民の救済という緊急事態に直面して、コレッジはようやく予算を確保し、他方で、ビザも下りて、何とか犯罪学担当のマックス・グリュンフット講師が誕生したのである。但し、当初二年間の契約であった。

(3) イギリスにおける経歴

オール・ソールズ・コレッジの学長がバーネット・ハウス(当時、オックスフォード大学ソーシャル・ワーク研修センター)の所長を兼ねていたこともあり、グリュンフットはソーシャル・ワークを学習する学生(とりわけ保護観察官の幹部)のために講義を担当した。彼の英語は当時まだ流暢ではなく、ドイツ訛の強い喉頭音、つまりわがれ声であったと言われる。しかし、彼の講義は懇切丁寧として評判がよく、他方で、学部学生を中心に「犯罪闘争(Crime-a-Challenge)」集団を組織し、戦後最も成功した学生サークルと言われた。しかも好都合なことに、当時、ハワード・リーグ協会がオックスフォードに疎開しており、同協会が収蔵する書籍や資料は豊富

で、文献には事欠かなかったのである。そして、それが縁で、グリユンフットは同協会の役員を長年にわたって務めている。このように、グリユンフットにとってオックスフォードの生活は快適で、バーネット・ハウスで指導したソーシャル・ワーカーとともに調査を行い、その結果をまとめて『戦時オックスフォードのロンドン児童―疎開の社会的教育的結果に関する調査⁽¹⁹⁾』を一九四七年に出版している。

イギリスでは、同じ移民でユダヤ人であったラジノビッツとの交流が始まった。マンハイムとラジノビッツの関係が最悪であったのとは対照的である。そのお陰で、有用な論文『ドイツの刑罰制度の展開一九二〇―一九三二』（注17を参照）をケンブリッジ「犯罪科学パンフレット・シリーズ」として出版している。彼はとくに保護観察の領域を専門として、その後、内務省保護観察諮問・研修委員会のメンバーや国連の顧問となっている。なお、これに関連して多くの報告書・著作がある⁽²⁰⁾。

もともと、このように多数の論文・著作がありながら、グリユンフットの社会的地位は不安定であった。オール・ソールズ・コレッジとの当初の二年間の契約は七年に延長されたが、さまざまな不確実の要因が存在した。というのも、当時、ナチに追われてイギリスに渡ってきた多くのドイツ人研究者は戦後、再びドイツの大学からの帰還の招きを受け、戻っていったからである。現に、グリユンフットもボン大学からの招聘を受けていた。しかし、彼の妻の健康状態が優れず、敗戦で混乱するドイツで療養するのは困難と考えられ、またドイツに対する苦い思い出もあって、グリユンフットは戻らないことを決意したのである。そこで、コレッジ内にも同情論が強く、コレッジ学長はSPSL（ACCの後身）に予算の補助を申請したが、この組織自体も困難な時期を迎えており、グリユンフットの年齢（五三歳）も考慮してその申請を却下したのである。一九四七年の戦後混乱の時期であった。

しかし、この頃、グリユンフットは大著『刑罰改革』を執筆中であり、またバーネット・ハウスにおける学生

指導には懇切丁寧という定評がみられ、多くの優秀な研究者を輩出していた。そこで、オックスフォード大学は犯罪学の初めての専任教員を配置することにし、グリユンフットはそれに就任することによって三年間の契約締結に成功した。一九五〇年にはさらに五年契約が結ばれ、一九五一年には准教授に昇格し、一九六〇年に退職するまでこの地位は継続した。大学は、その後、反対論はあったものの、犯罪学の准教授職を恒久化した。そして、グリユンフットは退職四年後、すなわち一九六四年二月六日、七一歳で死亡した。

(4) 学問的評価

グリユンフットは、オックスフォード時代、内務省研究部門との関係が深まり、とくに一九四八年刑事司法法の施行に関する研究を委託されるようになり、補助金は少なかったものの、大学附属のボドリアイン図書館の一室が与えられ、秘書も常駐した。この委託には、ディテンション・センターの若年犯罪者の調査が含まれており、これに関して再犯者の追跡調査、少年裁判所の量刑政策、精神的処遇に関する保護観察命令などが研究対象とされた。その後、これを引き継いだのがナイジェル・ウォーカー (Nigel Walker)⁽²¹⁾ であり、彼はオックスフォード刑罰研究科を創設し、その後、この組織はオックスフォード犯罪学研究センターを経て、現在のオックスフォード大学犯罪学センターとなっている。

グリユンフットの研究はマンハイムに比べ、地味で控えめであり、内容的にも範囲は限定的であった。それでもなお、彼が外国の地という困難な状況で、彼のテーマを探求したことは犯罪学の先駆者として評価されてよい。彼にはほとんど名立たる教え子もおらず、退職記念論文集も出版されなかったが、その後、ドイツでカウフマン (H. Kaufman) ら、彼の研究仲間が記念論文「マックス・グリユンフットのための覚書」⁽²²⁾ を発表し、この穏やかで決然とした不満さえもろさない学究の業績を称えている。なお、グリユンフットには大英帝国勲章 (OBE)

が授与されている。

それでは、グリュンフットの学問的寄与はどのように評価すべきであろうか。上述のように、彼は間接的ながら、ドイツのフランツ・フォン・リストの近代学派思想、つまり、犯罪者の改善的思想をイギリスに持ち込んだのであり、大陸法系の知的な財産を残したのである。そして、戦後英米で普及していた刑罰改革ないしは社会調査（実証的研究）の手法に直ちに適応し、いわば大陸法系と英米法系の思想を混合することによって、独自の手法を編み出したといえよう。とくに、ドイツでは社会の再構築がナチに対する戦いを成功させる途と信じられており、イギリスに対する関心が高まっていたのである。時折しも、進歩的な平等主義思想による社会改革の時代を迎えており、抑圧的刑罰政策は犯罪を生み出す社会的諸条件を改善する試みに取って代わられ、行った犯罪行為に対する単なる処罰ではなく、犯罪者を再統合して社会に復帰させることが正しいとされた時代であった。

グリュンフットの考えは、彼の著『刑罰改革 (Penal Reform)』（一九四八年）に明瞭に示されている。この著の評価は非常に高かったが、他方、出版から二〇年を経て、不明瞭な部分が指摘され、その手法は旧時代的との批判を受けている。つまり、自由主義的で進歩的ではあるが、社会的な批判が含まれておらず、「ホイッグの歴史の残滓」と揶揄されたのである。とくに、一九七〇年代に刑罰学を活気づけた急進的懷疑主義によって、この著に対する関心は一掃された。しかし、留意すべきは、グリュンフットは思われているほど実証主義者ではない点である。彼は、次のように述べている。すなわち、「刑罰改革は、決して用語の厳密な意味で科学ではない。つまり、刑罰改革は、決して全てのものを測定したり固定的な自然法にしようとするものではない。刑罰改革の学徒は、自分の主要なテーマが、刑罰や改善の処遇、人々の対応や個人的関係、彼らの人生や運命の下にある人間であることを決して忘れるべきではない。」⁽²³⁾つまり、決定論を否定しているのである。要するに、グリュンフットは、社会再適応のより効果的な方法の発展と犯罪者の人権や威信に対する敬意のバランスをとる必要性を強

調しており、この主張には、いかにもグリュンフットの人柄が現れている。グリュンフットは続けて述べている。「広範な人道主義的運動の結果として、刑罰改革は犯罪者においてさえ、人権と威信を尊敬しなければならぬ」と要請するようになった。刑罰改革は、盲目的な反動や硬直化した伝統に代わり、合理的で改善的な処遇を主張し、このように、社会が犯罪の脅威と社会不適応に対して、よりよく準備することを可能にする⁽²¹⁾。」

グリュンフットは、刑罰思想それ自体、社会思想に根ざした広範な社会運動によって形作られるものであること、犯罪統制、正義・応報・公正の維持に対する社会の幅広い関心と犯罪者・被害者双方への関心との間には必然的な競合があることを認識していた。そして、時代、社会の状況に応じて一方が他方を圧倒すると、「刑罰の振りが振れる」という。つまり、「刑務所の歴史は、理想と誤謬の歴史である。制度は次々と熱狂的な支持者によって唱道され、また感情的な反対者によって批判される。刑務所の規律は、恒久的な改革の状態にあるように思われる。改革的な衝動が継続的に発現していることは、必然的に人間的感性、憤怒、権限濫用を克服する希望を与えることができる。あらゆる制度的形式が固有の衰退的方向を示すのは、社会的法的歴史が一般的に経験したところである。厳格な規制は法律主義的形式主義に墮する一方で、柔軟性は脆弱性と非効率性を誘発する。これが、振りの定期的な揺れを必然にしているのである。変わりゆくプログラムという際限なき潮流の中で、同じ思想が繰り返しているように思われる⁽²²⁾。」

要するに、グリュンフットは刑罰政策に関して、社会正義を強調するのであり、もしそれが存在しなければ犯罪は統制されず、刑罰が強く求められるのであろう。そして、彼自身の研究態度からみて、人道主義者であり、かつバランス感覚の優れた研究者であると考えべきである。彼の次のような刑罰観には、それがよく示されているように思われる。「刑罰の効果は、判決とその執行だけに依存するのではない。それは、地域社会の状況全体によって決定される。刑罰が犯罪を阻止する合理的な手段として機能するには、三つの条件が普及しな

ければならない。第一に、犯罪は割に合わないことを犯罪者に知らしめることである。この目的のために、迅速で不回避な検挙と公訴の提起が基本であり、稀に適用される長期刑よりはるかに効果的である。第二に、刑が終了した後、犯罪者は新たな出発のための公平な機会を持たねばならない。第三に、刑罰の正当性を主張する国家は、犯罪者が受け入れることと期待できるような上級の価値を維持しなければならない。一般的な腐敗、チェック無しの不当利益、悪辣な権限濫用、大衆の失業、社会秩序の不正義に直面して、刑罰は人格を悪化させ破壊させ、けっして犯罪者を改善しないのである。⁽²⁶⁾」

五 ラジノビッツ（一九〇六—一九九九）

前記二者に比較して、ラジノビッツの素材に事欠くことはなく、多くの者が彼について記述しており、筆者も彼について叙述する機会を得たので、本項はそれに譲るが、⁽²⁷⁾それほど彼はエピソードや逸話の多い人物である。

(1) 境遇と学問

彼はポーランド中部、第二の都市であるウーチ (Łódź) のユダヤ人一家に生まれた。父親は著名な医者であり、病院長であって、家庭はかなり裕福であった。語学の才能にも恵まれたため、ポーランドの中等教育を終えた後、彼はヨーロッパのさまざまな大学で教育を受けることになる。すなわち、パリ、ジェノバ、そして当時犯罪学のメッカとされたローマ大学法学部・犯罪学研究所でイタリア学派の巨匠フェリ (Enrico Ferri) の薫陶を受けた。そこで、実証学の原理を学び、フェリが主唱する社会防衛 (social defence) 論を基軸とした犯罪の社会学説明、犯罪の個人主義的説明に傾倒した。⁽²⁸⁾ ラジノビッツ、二二歳のときである。その後、クラクフ (Kra-

how) 大学で学位を取得するためにポーランドに戻るまでの間に、再びジェノバ大学を訪問して講師として講義を行い、さらに一九三〇年には、ベルギーを訪れ、そこで、実証学派の原理に基づく刑務所制度の展開、受刑者の心理、常習犯罪者・精神異常者に対する新しい社会防衛の法制を学んだ。これらについて記述した報告書が高い評価を受け、ベルギーでレオポルド勲章が授与されたほか、一九三二年にはワルシャワ自由大学の准教授に任命されている。弱冠二六歳の若さである。しかしながら、当時、ポーランドの刑事司法制度や刑罰制度の状況はラジノビッツにとって、あまり芳しいものではなかった。そして、ラジノビッツはいっしょに、かつて訪れたことのあるイギリスへの憧れを抱くようになっていたのである。

(2) 調査と渡英

幸運にも、ラジノビッツは一九三六年ポーランド司法省により、イギリス刑罰制度の調査を委嘱された。ポーランド政府は当時、イギリスの先進的な少年犯罪者に対するボースタル (Borstal) 制度⁽²⁹⁾ に関心を寄せていたからである。また、ラジノビッツに対する評価が国内で高まっていた頃でもある。時折しも第二次大戦が勃発した年に、三三歳を迎えた豊富な経験を有する若き研究者の新しい経歴が新しい地で開始されたのである。財産を処分して資金を作り、命からがら渡ってきたマンハイムやグリュンフットとは明らかに異なっており、彼は潤沢な資金を持参し、ポーランド政府の帰国保証を受けてイギリスを訪問したのであった。一九三八年、ヒットラーがポーランドに侵攻する前年であり、まさに間一髪の渡英であり、その後彼は二度と故郷の地を踏むことはなかった。

イギリスでは、ハワード・リーグの名誉会長であったクレイベン女史 (C. Craven) と接触し、ケンブリッジ大学のトリニティ・コレッジのフェローであった刑法学者ターナー (J.C.W. Turner)⁽³⁰⁾ に紹介された。ターナーは彼に同情し、将来犯罪学が重要な領域になることを認識していたため、ラジノビッツが犯罪学者であることを

歓迎した。両者は意気投合し、一九四一年に同大法学部内に犯罪科学科を設立するように同学部に働きかけた。犯罪学が伝統的な法学部に根付き、独自の領域として発展すべきと考えていたからである。そして、それが実現して、ラジノビッツは研究科補佐の役職に収まったのである。⁽³¹⁾これが後に、つまり一九五九年にイギリス初の犯罪学研究所 (Institute of Criminology) 創設への契機となったことは間違いないであろう。いずれにせよ、ラジノビッツの豊富な学問業績、彼の政治的組織運営的な技量は、イギリスで早々と開花し、これも幾多の苦難を克服しなければならなかったマンハイムやグリュンフットと大きく異なる点である。

(3) 学問的業績と評価

ラジノビッツは常に、犯罪学と刑事政策（イギリスでは犯罪政策）が結合しておらねばならないこと、法や政策の研究を伴わない犯罪学研究は不毛であり危険でさえあること、とくに社会的政治的価値という広範な問題、なかでも市民の自由を無視するのは最も危険であると論じてきた。⁽³²⁾従って、彼が後に、イタリア時代から学んできた実証主義や不定期刑の論調を取り下げたことは驚くべきことではない。それらの原理が社会的攻撃の道具となり、市民的自由の基本を弱化させるからである。彼は危険な犯罪者に対する厳罰的法制には断固反対したし、犯罪原因に関するグラランド・セオリーも好まなかった。

彼のイギリスにおける最大の学問的業績は、いうまでもなく、総ページ数二八〇〇頁、足かけ約四〇年を要した『イギリス刑事司法の歴史 (the History of English Criminal Law) 全五巻』の刊行を行った偉業であろう。この業績は、まさしく彼の主張する刑事（犯罪）政策と社会的政治的イデオロギーの関係を論じるものであり、政策論と犯罪学研究の結合を模索する試みである。その第一巻「改革の動き」では主として一八世紀以降の死刑制度とその実践、それに対する制度改革が描かれており、本書によって、ラジノビッツにはケンブリッジ大学から

法学博士号、同大トリニティ・コレッジからフェローシップ、ハーバード大学からジェイムズ・バー賞が贈られている。さらに第二巻では警察・検察制度の考察、第四巻では死刑法制の改革と専門的警察制度の普及、第五巻では、ロジャー・フッド (Roger Hood) との共著³²、ヒクトリアおよびエドワード時代の犯罪と刑罰の展開を描いている。要するに、一七五〇年から二〇世紀までの刑事司法制度の展開を研究対象とした壮大な構想を完遂したのである。もっとも、これらの書が必ずしも多くの読者を魅了しなかったことについては、共著者さえ理解しているようである。その理由は、たんに大部というだけではないであろう。

彼と会った人は誰でも、彼のパーソナリティのエネルギーと力に圧倒されたという。彼は、これぞと決めたなら、その決意を断固として変えることはなかった。彼は、退職の際の晩餐会で、いみじくも「私は初代所長として、ぞんざいでタフだと言われているが、それを否定しない。弁明すれば、私自身はさらにぞんざいでタフになると決めている。理念を現実に移し替えることを私は正確に認識している」と述べている。そのエネルギーは八〇歳を越えても不変で、彼の著作活動はとどまるところを知らず、九二歳で書き上げたとき、五〇〇ページに及ぶ大著『犯罪学における冒険 (Adventures in Criminology)』（一九九九年）は、図らずも逝去の年に上梓された。この著は、イタリア実証学派からイギリス実用主義まで約七〇年間を回顧するスタイルをとるが、むしろ、いわば彼の自伝であり、彼の人生ばかりでなく、ケンブリッジ大学犯罪学研究所の歴史を知るうえでも貴重な資料であろう。

彼の功績に対しては、一九七四年に退職記念論文集『犯罪、犯罪学および公共政策』⁽³³⁾ が刊行され、二〇〇一年には追悼記念シンポジウム⁽³⁴⁾ が開催されている。

六 おわりに

マンハイム、グリュンフット、ラジノビッツ彼ら相互においては、当然、同じ時期の同じく移民であり、専門領域が同じであったことから、競争心が芽生えていたことは間違いないであろう。彼らの間にも少なからず交流はみられた。しかし、彼らの性格や気性は大いに異なっており、社会的技巧、能力にも違いがみられた。また、彼らが関係した大学の当時の学内事情も彼らの運命を左右したように思われる。なかでラジノビッツは最も成功した人物であり、ケンブリッジ大学犯罪学研究所を立ち上げ、そのウルフソン講座教授 (the Wolfson Professorship) に就任し、数々の政府要職も務めている。さらに、一九七〇年にはナイト (knight) の爵位を与えられている。この点でも、マンハイムやグリュンフットがイギリスでは教授職 (Professorship) さえ獲得することはできなかったのとは大きな相違がある。もともと、ラジノビッツの人となりはかなり評価が分かれる。非凡で有能な類い希な人物とされながら、気むずかしく (difficult)、抜け目ないことでも知られ、彼を嫌う者も少なくない。‘Nobody likes Radzinowicz’³⁵ といわれるほどであった。また、マンハイムとラジノビッツは犬猿の仲といわれ、深く交流することはなかった。グリュンフットはその点、いかにも典型的なプロシア風判事の風貌で、性格は温厚で物静かな人物であったが、その点がむしろ災いして、彼の学問的環境は必ずしも恵まれなかったのである。但し、彼ら三人に学問的な態度として共通していたのは、死刑廃止論である。彼らはナチスからの迫害を受けたために、このような結論に至ったものと思われるが、とりわけ超保守派であったラジノビッツが死刑廃止論を擁護したことは、その人生を考えると、きわめて象徴的である。

すでに、これらの三人の巨匠はこの世から姿を消している。むしろ、若手の犯罪学者の間では、彼ら三人の業績さえ知らない者、忘れ去った者が少なくない。あるいは、記憶にある者でも、彼らを時代遅れの人々と位置づ

ける傾向にある。残念なことに、彼らの時代がすでに遠く去ってしまったことを理解しなければならない。それどころか、彼らの弟子の多くの研究者がすでに退職し、退職しようとする時期に入っている。ロジャー・フッド、キース・ボトムリー (Keith Bottomely) はすでに大学を去り、アントニー・ボトムズ (Sir Professor Anthony Bottoms) もいま去ろうとしている。さらに、デビッド・ガーランドを始め、リチャード・スパークス (Richard Sparks) やイアン・ローダー (Ian Loader) ら次世代の犯罪学者が台頭しつつあり、再びイギリス犯罪学は世代交代の時期を迎えているのである。

しかし、冒頭のそのガーランドの言葉「ナチスが興隆しなければ、イギリス犯罪学は発展しなかったであろう」を思い起こせば、これらの巨匠が大陸風、とりわけドイツ流の厳格な理論構築を伝授し、イギリス犯罪学に組み込んだ意義は大きい。それは、イギリス犯罪学とアメリカ犯罪学の現状を比較すれば明らかであろう。イギリス犯罪学が現在、かろうじて理論的基礎を有しているとすれば、まさしくこれは彼らの功績ゆえである。

- (1) David Garland, *Of Crime and Criminals: The Development of Criminology in Britain*, in M. Maguire, R. Morgan and R. Reiner (eds.), *The Oxford Handbook of Criminology*, 3rd ed., 2002, p. 39.
- (2) Paul Rock, *Sociological Theories of Crime*, M. Maguire, Rod Morgan and Robert Reiner (eds.), *The Oxford Handbook of Criminology*, 4th ed., 2007, p. 3.
- (3) ジョン・ハワードは一七七五年から一七九〇年にかけてヨーロッパ大陸の各国の刑務所を調査し、またイギリス国内も視察した。一七八四年には『監獄事情 (The State of the Prisons)』を書き、これを契機にイギリスではその後、監獄改良運動が盛んになったことはよく知られる。彼の活動・業績を讀みて、一八六六年、ロンドンにハワード協会 (The Howard League for the Penal Reform) が設立され、啓蒙的に定期的に専門雑誌を刊行し、さまざまな刑事司法活動に対する支援を行うなど、今日でもその活動は活発である。
- (4) Paul Rock, *op. cit.*, p. 3.

- (5) よく知られるように、一九世紀前半、ヨーロッパ大陸ではフランスのゲリー (A. Guerry) やベルギーのケトレー (A. Quetelet) による統計学的犯罪分析やイタリアのロンブローゾ (C. Lombroso) による犯罪人類学的研究がみられ、これに対する種々の批判や修正が続き、犯罪学の後継者が育成された実績がある。
- (6) 当時、身障者、老人、生活困窮者、精神異常者、浮浪者などを収容する施設が各地にみられた。それは社会福祉目的というよりも、どちらかというところ今日にいう保安処分施設に近い。
- (7) David Garland, *op. cit.*, p. 38.
- (8) ゴーリングは、一九一三年に『イギリスの犯罪者―統計的研究 (the English Convict: a statistical study)』を著し、当時流行していた常習犯罪者を確認するための人体測定法を使用したものの、統計的データや遺伝学の成果を利用して、ロンブローゾの犯罪者は特定の身体的特徴を示すとする仮説に論駁し、犯罪者と非犯罪者を識別する全く新しい方法を生み出した。その結果、犯罪者の有する異常性は多かれ少なかれ、ある程度すべての人間が有するものであり、犯罪者との相違は程度の差にすぎないとした (*ibid.*, p. 35)。なお、わが国でゴーリングの業績を紹介するものとして、恒光徹 (訳)「チャールズ・ゴーリング『英国の受刑者―統計的研究 (一―七)』」岡山大学法学会雑誌第四三巻五号、第五一巻一号 (一九九四―二〇〇一年) がある。
- (9) Paul Rock, *op. cit.*, p. 5.
- (10) マンハイムが担当した「犯罪学原理」の授業では、次のような内容が含まれていた。I 犯罪統計の利用、イギリス内外における犯罪の歴史と現在の特徴 II 犯罪類型と犯罪原因…(1) 身体的要因…人類学理論 (ロンブローゾ)、生物学的理論、身体的欠陥の意義 (2) 心理学的病理的要因…犯罪者の知性、精神異常と精神的欠陥、心理分析的説 (3) アルコール中毒、気候、人種と宗教 (4) 年齢的要因 (5) 性別的要因…女性の犯罪と売春 (6) 社会的経済的要因…家族、崩壊家庭、住宅事情、非行地帯、ギャング、職業と失業、貧困、経済的政治的危機、など (*ibid.*, p. 6)。
- (11) *Ibid.*, p. 6.
- (12) John Croft, Mannheim 1889-1974: Hermann Mannheim and Penal Reform, *British Journal of Criminology*, vol. 13, no. 3, July 1974, pp. 219-220.
- (13) この中で最も活躍したのは、テレンス・モリスとノーバル・モリスであろう。前者はマンハイムの跡を継いで L

SEの教授となり、数多くの論文を発表している。他方、後者は、その後シカゴ大学で教鞭をとり、退職後は故郷のオーストラリアに定住している。わが国でもモリスの書は翻訳され、広く愛読されている(ノーバル・モリス『犯罪と現代社会(上・下)』東京大学出版会、一九七一年)。

(14) テレンス・モリスやナイジェル・ウォーカーらの賛辞がある。モリスはオブザーバー紙に追悼記事で「『比較犯罪学』は単に百科辞典的事実を集めたものではなく、学生用教科書として意図した資料を統合したものであるが、それ以上に仕上がっている。著者の犯罪学分野の発展に寄与した功績と同様に、犯罪学の古典的文獻として確立したことは疑いもない」と述べている。いうまでもなく、モリスはマンハイムの直弟子であった。

(15) ラジノビッツは、マンハイムの書は基本的に情報として有用で教育的資料であって、その意味では優れるが、獨創性に欠け陳腐で、すでに当時英米で新しい犯罪学の息吹が觀じられた當時では、旧時代的で古臭いと厳しく評している(Leon Radzinowicz, HERMANN MANNHEIM (1889-1974), *British Journal of Criminology*, vol. 28, no. 2, Spring 1988, p. 18-19.)。

(16) マンハイムによると、リープマン教授は情熱的な自由主義改革者であり、死刑や他の殘虐な刑罰の確固たる反対論者であり、グリュンフットは長くリープマンの影響を受けたという(Hermann Mannheim, Obituary Notice: Max Grünhut, *The British Journal of Criminology*, vol. 4, no. 4, April 1964, p. 313.)。

(17) M. Grünhut, The Development of the German Penal System 1920-1932. L. Radzinowicz and L. W. C. Turner (eds.), Cambridge: Criminal Science Pamphlet Series, 1944.

(18) Roger Hood, HERMANN MANNHEIM and MAX GRÜNHUT: *Criminological Pioneers in London and Oxford, British Journal of Criminology*, vol. 44, 2004, pp. 472. なお、本稿におけるマンハイムとグリュンフットの項については、このロジャー・フッドの論文によるところが大きい。

(19) この調査の結論では、「十分な証拠を検討した結果、われわれは公正に言って、疎開が戦時の少年非行の増加の一因となっていると言ふことはできない」としている。

(20) *Probation and Related Measures* (1951), *Practical Results and Financial Aspects of Adult Probation in Selected Countries* (1954), *Selection of Offenders for Probation* (1959) などを公刊している。

- (21) ナイジェル・ウォーカーはスコットランド生まれの心理学出身の犯罪学者で、その後、ケンブリッジの犯罪学研究所長も務めた。わが国からの留学生もケンブリッジでウォーカーからの薫陶を受けた者がいる。
- (22) H. Kaufmann, E. Schwinge and H. Weizel, *Erinnerungsgebe für Max Grünhut* (1893-1964), 1975.
- (23) Max Grünhut, *Penal Reform: Comparative Study*, 1948, p. 2.
- (24) *Ibid.*, p. 3.
- (25) *Ibid.*, pp. 132-133.
- (26) *Ibid.*, p. 3.
- (27) 筆者はすでに「ラジノビッツについて記述している(守山 正「犯罪学者ラジノビッツの軌跡」ケンブリッジ大
学犯罪学研究所の展開」法律時報七三巻一〇号(二〇〇一年)七四一八頁)。英語文献では「Roger Hood, Profes-
sor Sir Leon Radzinowicz, LL.D.FBA: A Tribute to Mark His 90th Birthday, *British Journal of Criminology*»,
vol. 37, no. 1, 2001, pp. i-iv, なががある。
- (28) ラジノビッツはフェッリとの邂逅を次のように述べている。「フェッリとの最初の会話は、ローマの犯罪学研究
所で一九二七年九月のことであった。フェッリは机の上のロンブローゾの胸像を指さし、私に向かって『若き友よ、
ロンブローゾの多くの精神病患者と同じ過ちをするではないぞ。そして、いつも、ロンブローゾは天才の学徒ではあ
るが、才能は無かったことを覚えておきたまえ』と述べた」(Leon Radzinowicz, *Adventures in Criminology*,
1999, p. 1.) とする。
- (29) ボースタル制度の展開については、渡邊泰洋「ボースタル制度における処罰と福祉——イギリスにおける若年犯罪
者処遇の動揺」国士館法研論集第三号七七一〇四頁に詳しい。
- (30) ターナーも法学部メンバーであり、進歩的で有能な法学者であった。この伝統的な法学部に犯罪学が根付くこと
を彼自身も希望していたことが、犯罪科学科創設に寄与したものと思われる (Roger Hood, *op. cit.*, p. ii)
- (31) この経緯については「Leon Radzinowicz, *The Cambridge Institute of Criminology: its Background and
Scope*, HMSO, 1988. に詳しい。なお、守山・前掲論文七五—七六頁参照。
- (32) Roger Hood, *op. cit.*, p. ii.

- (33) Roger Hood (ed.), *Crime, Criminology and Public Policy: Essays in Honour of Sir Leon Radzinowicz*, 1974.
- (34) このシンポジウムには筆者も参加した。その内容はのちに『イデオロギー、犯罪および刑事司法』としてまとめられ、出版されている (A. Bottoms and M. Tonry (eds.), *Ideology, Crime and Criminal Justice: A symposium in honour of Sir Leon Radzinowicz*, 2002.)。
- (35) ラジノビッツは一九五〇年以降、さまざまな政府機関の要職に就任した。内務省犯罪者処遇諮問会議、死刑に関する王立委員会、刑罰に関する王立委員会の各委員を務め、部会長として、いわゆる重罪犯の分散収容方式を採用する報告書を作成したことも知られる (守山・前掲論文七五―七六頁参照)。